

# 意見書

東経企営第22-144号

2023年1月16日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 部会長 殿

郵便番号 163-8019

住所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅく  
東京都新宿区西新宿 3-19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきかいしゃ  
東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 しぶたに なおき  
澁谷 直樹

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」 答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

経営企画部 営業企画部門

電話番号 XXXXXXXXXX

## 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」 答申(案) に関する当社の考え

### 1. 総論

ブロードバンドサービスは、Society5.0 時代や with/after コロナの時代において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等、国民生活を営むにあたって不可欠なものとなっていくものと認識しており、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向けて、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。

また、ブロードバンドサービスの維持等の方策について、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者にサービス提供の責務を課すのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担う制度とすることで、国民全体の負担額が抑制される整理となったことに賛同します。

今後、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。

上記の議論を踏まえ、当社は、FTTH サービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担っていくとともに、他事業者も含め FTTH サービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を早期に利用可能としていただき、それらを活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考えです。さらには、こうした基盤を活かしたサービス、ソリューションの提供を通じて、政府のデジタル田園都市国家構想や持続可能な地域社会の実現等に貢献してまいります。

最後に、将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体（電気・水道・交通等）の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく必要があると考えます。その際、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、6G 等の無線技術はもちろん、衛星コンステレーション等の新しい技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。

## 2. 各論

該当箇所	当社意見
<p><b>2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲</b></p> <p>(1) FTTH及びCATV(HFC方式)以外に想定される役務について</p> <p>① 基本的な考え方について</p> <p>○ 無線通信技術の進展は著しく、ブロードバンドサービスにおいてもラストワンマイルなど一部の区間に無線通信を活用したサービスも登場しつつある。例えば、一部のCATV事業者等によって、地域BWAやローカル5Gを活用した低廉で高速な商用インターネットサービスが提供され始めている。また、携帯電話事業者によって、5G等のモバイル回線を用いたワイヤレス固定ブロードバンドを提供する動きもあり<sup>8</sup>、将来的にこうしたサービスの普及が進むことが予測されている。</p> <p>○ このような現状を踏まえ、将来の人口減少を想定し、効率的かつ柔軟な電気通信ネットワークの発展を目指し、技術中立的な制度設計を行う観点から、FTTH及びCATV(HFC方式)と一定程度代替可能なワイヤレス固定ブロードバンドを二号基礎的役務として位置付けることについて検討する必要がある。</p> <p>○ その際、ワイヤレス固定ブロードバンドには、自ら無線局を設置し、特定の周波数を用いてサービスを提供するパターン(専用型<sup>9</sup>)及び他者の保有する設備を利用し、携帯電話と同じ周波数を用いてサービスを提供するパターンや携帯電話事業者がモバイル回線を用いて自らサービスを提供するパターン(共用型<sup>10</sup>)が存在する。</p>	<p>○ 無線通信技術の著しい進展や将来的に想定される人口減少等の技術・社会環境の変化を想定すれば、二号基礎的役務として維持される役務については、技術中立性を確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することで、ネットワークの効率的な整備・維持がなされることが適当と考えます。</p> <p>○ 当社としては、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持の担い手として積極的に取り組んでいく考えです。その際、二号基礎的役務としてワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)等による提供が可能となれば、より一層、効率的な整備・維持が可能となると考えられることから、NTT法の自己設置設備要件を緩和していただきたいと考えます。</p>

○ そのため、これらの二号基礎的役務への位置付けを検討するに当たっては、以下の②及び③において、それぞれの類型ごとに検討する。

### ③ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)について

○ ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供は、技術中立性を確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コスト削減効果が期待されることから、ネットワークの効率的な整備・維持を行うことが可能となるとともに、ブロードバンドサービスの更なる普及・拡大にも繋がると考えられる。

○ その一方で、NTT東日本・西日本がワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を提供するには、NTT法の自己設置設備要件(NTT法第2条第5項)との関係を含め、他事業者の無線設備を用いてワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を提供することについて整理が必要となる。

○ また、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位置付けることについて検討する場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となる<sup>13</sup>。

○ なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がカバーするエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」<sup>14</sup>として認められる地域が過

<p>度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなることも懸念され、この点についても整理が必要となる。</p> <p>○ これらの点について、引き続き検討を深めることが必要である。</p>	
<p><b>3. 事業者規律の在り方</b></p> <p><b>(3)不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表について</b></p> <p>○ 電電公社の時代に整備された全国規模の線路敷設基盤を活用して光ファイバを整備しているNTT東日本・西日本に対しては、引き続き大きな社会的役割が期待されていることを踏まえ、NTT東日本・西日本等に対して、不採算地域（一般支援区域や特別支援区域）におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の策定・公表を求めることも考えられる。</p> <p>○ しかしながら、後述<sup>24</sup>するように、特別支援区域には、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の副次的な政策目的があることを踏まえれば、二種適格事業者の指定要件のうち、特別支援区域に設置する回線設備の規模については、当初は10%とし、今後の整備の状況を踏まえ段階的に引き上げることを継続的に検討することも考えられる。</p> <p>○ そのため、特別支援区域における未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の状況を把握して当該検討等に資する観点から、今般の対応として、特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件として、指定を申請する者が、特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表<sup>25</sup>していることとすることが適当である。</p>	<p>○ 当社は、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考えです。</p> <p>○ 特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供に係る当社の計画については、①自治体と連携し基盤整備を進める場合には、そのプロセスの中で当社が当該エリアの整備を計画していることが公表可能となった段階において、②当社が自ら基盤整備を行う場合にはそれを決定した段階において、速やかにホームページ等において公表していく考えです。また、補助事業に係る変更等、何らかの事由により公表済みの整備計画が撤回・変更となる場合には、その理由を示していく考えです。</p>

<p>○ なお、この場合、当該計画の信頼性や対象となっている地域の自治体及び住民等の予測可能性を確保する観点から、策定・公表された計画が容易に撤回・変更されないよう、二種適格事業者においては、当該計画の撤回・変更に際してはその理由を示すことにより透明性を確保することが適当である。</p>	
<p><b>4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方</b>  <b>(1) 支援区域の指定要件(①モデル上の赤字地域及び大幅な赤字地域)</b></p> <p>○ ブロードバンドサービスは、事業者間のサービスエリアの競合が複雑に発生し、同一の都道府県や市町村に複数の事業者が存在することが少なくない。</p> <p>○ そのため、支援区域の指定に当たっては、仮に都道府県や市町村単位で指定を行った場合、競争中立性等の観点から「1者以下の提供」が必要とされているため、大半が複数事業者の存在を理由として支援区域から外れることとなり、交付金制度の目的が達成されないおそれがあることから、運用可能な最小の地理的単位である「町字」を単位として行うことが適当である。</p> <p>○ 一般支援区域となる「総務省令で定める方法に基づき推計した当該区域の二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域(以下「モデル上の赤字地域」という。)」の特定に当たっては、町字単位で二号基礎的役務の収支を算定する必要があるところ、当該収支は、当該区域で二号基礎的役務を提供したときに通常要すると見込まれる費用から通常生ずる収益を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額を用いることとしている(改正電気通信事業法第110条の2第1項第1号)。</p>	<p>○ 支援区域の指定にあたり、区域ごとに見込まれる赤字の額がその基準であることに照らせば、交付金による支援が真に必要とされる区域を特定する上では、回線設置事業者が当該区域に設備構築を行う場合の実際費用に基づくことが原則となるべきであり、モデルを用いた算定は限定的とすることが望ましいと考えます。</p> <p>○ しかしながら、仮に、あらかじめ全ての町字における回線設置費用の想定額を算定するといった事業者の膨大な規制コストを最小化するために、モデルを用いた推計による算定を限定的に導入せざるを得ない場合であっても、モデルおよび算定に用いる諸数値は現に回線設置を行っている事業者の実態等を可能な限り反映したものとする必要があると考えます。</p> <p>○ ただし、その場合であっても、モデルによる推計には限界がある中、「未整備地域」や光ファイバの「公設地域」については、これまで民間事業者による整備が行われなかったエリアであり、採算性の確保が著しく困難であることは明らかなです。本制度が、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等を副次的な政策目的としていることを踏まえれば、そうしたエリアについては、モデルにより算定される赤字額の多寡</p>

- 当該収支を区域ごとに算定するためには、当該区域ごとの会計の整理が必要となるなど事業者の規制コストが大きくなる。また、交付金額の肥大化を防止するためには、事業者固有の非効率性に起因する費用を排除した費用や事業者固有の料金戦略に起因する収益を排除した収益とする必要がある。
- そのため、この算定に当たっては、標準的なモデルを用いることとし、費用については「町字」の面積や世帯数を用いて1回線当たりの費用を推計し、収益については1回線当たりの平均的な収入見込額を設定することが適当である。
- 特別支援区域となる「当該区域の収支見込額が総務省令で定める額以上の赤字が見込まれる地域（以下「モデル上の大幅な赤字地域」という。）」の特定に当たっては、一般支援区域の場合と同様に標準的なモデルを用いて算定することとし、モデル上の大幅な赤字地域の水準となる「総務省令で定める額」は、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、今後のモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当である。
- ただし、上記の「町字」単位で精緻なモデルを設計するには、その設計費用や町字ごとの地域性の把握が困難等の一定の限界があり、通常は大幅な赤字地域に該当すると考えられる「未整備地域<sup>26</sup>」や光ファイバの「公設地域」が「モデル上の大幅な赤字地域」に該当しない場合も否定できない。
- こうした区域は、「モデル上の赤字地域」に該当する場合、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等を行うという特別支援区域の副次的な政策目的を踏まえれば、「モデル

にかかわらず、特別支援区域として支援の対象となる整理が図られたことに賛同します。

<p>上の大幅な赤字地域」に該当しなくても)「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」として、「特別支援区域」に指定することが適当である。</p> <p>○ その上で、モデル構築を踏まえて、特別支援区域に係る「未整備地域」等の扱いは、検討を深めることが適当である。</p>	
<p><b>(2)支援区域の指定要件(②1者以下の提供地域の要件である電気通信回線設備の規模及び役務の継続提供期間)について</b></p> <p>○ 回線設備の規模の割合については、同じ区域に支援を受ける事業者と支援を受けられない事業者がいる場合において、後者の回線設備の規模がどの程度であれば、前者への支援が競争中立性を害するおそれが生じるか等を考慮して設定する必要がある。</p> <p>○ この点、例えば、二種適格事業者が二号基礎的役務を提供している支援区域において、後発で参入した事業者の回線設備の規模が当該区域の半分超をカバーしている場合、当該区域では設備競争が進んでいると評価することができるため、一方だけを支援すれば競争中立性を害すると考えられる。そのため、当該割合は 50%超とすることが適当である。</p> <p>○ この場合、二種適格事業者に対する交付金の支援を受けられないようにすることを目的に、悪意のある事業者が短期間参入して撤退するようなケースを排除する必要があることから、役務の継続提供期間については、1年超とすることが適当である。なお、一般支援区域又は特別支援区域が指定の要件を満たさなくなった場合は、総務省令で定めるところにより、その指定を解除することになる(改正電気通信</p>	<p>○ 支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」について、区域の一部のみ、短期間のみ提供する事業者は支援区域を指定する上での競合事業者と評価しないこととされ、二種適格事業者による整備が妨げられないよう整理が図られたことに賛同します。</p> <p>○ 回線設置事業者による新規整備に際し、今後は交付金支援を考慮に入れて採算の見通しを立てるケースも想定されますが、回線設置事業者に対する適切な支援を行う上では、適格事業者の指定要件として役務の継続提供期間を1年超と定める場合においても、交付金支援の対象となる期間は役務提供開始以降とされるべきと考えます。</p> <p>○ また、他の事業者の参入等により事後的に指定の解除が行われる場合にも、一定期間の支援が継続されるべきであり、支援の継続期間について回線設置事業者において予見性が得られることが、事業者の投資回収リスクを軽減し、不採算地域への新規参入インセンティブを損なわない観点で必要と考えます。</p>



<p>事業法第 110 条の2第3項)が、制度の安定性等の観点から、年度ごとにこれを実施することが適当である。</p>	
<p><b>(3) 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告(町字単位での報告)の手続について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省が支援区域を指定するためには、町字単位で、二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が1者以下の地域を把握する必要があることから、電気通信事業法第 166 条第1項に基づき、当該回線設置事業者を対象として、町字単位で提供区域の報告を求めることが適当である<sup>28</sup>。</li> <li>○ この際、年度ごとに交付金の額が算定されることを踏まえると、年度ごとに年度末時点の二号基礎的役務の提供区域を報告させることが適当である。</li> <li>○ また、報告に当たっては、PC等を用いて運用可能な補助ツールを用いる等により、事業者及び行政の負担の軽減を図ることが適当である。</li> <li>○ 当該補助ツールについては、報告対象となる事業者の負担を軽減する観点から、例えば、報告を行う事業者は、ある町字において設置している二号基礎的役務の提供に係る回線設備の規模の割合<sup>29</sup>が、支援区域の指定要件として定められる回線設備の規模の割合<sup>30</sup>(50%等)を超えているか否かをツール上で選択する等の仕組みが搭載される等、効率的かつ簡便な制度運用に資する工夫を行うことが適当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」を判定するための提供区域の報告に際し、事業者負担を軽減することを志向し、PC等を用いて運用可能な補助ツール等による効率化を検討することに賛同します。</li> </ul>

<p>○ なお、報告に当たっては、事業者が判断に迷う事例が生じる場合には、ガイドライン等で考え方を示すことにより、運用の透明性を確保することが考えられる。</p>	
<p><b>5. 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件</b>  <b>(1) 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件(電気通信回線設備の規模及び役務の継続提供期間)について</b></p> <p>○ 基礎的電気通信役務は、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」(電気通信事業法第7条)と規定され、制度趣旨に照らすと、100%の回線設備を設置する事業者を支援して、それを維持していくのが望ましいと考えられる。</p> <p>○ しかしながら、支援の要件となる回線設備の規模要件は、高い割合を設定するほど役務提供の維持が困難な場合に該当するため、第二種交付金による支援の必要性が高まることが見込まれる。例えば当該回線設備の規模の割合を90%と設定した場合、50%既整備の区域において、支援があれば70%まで追加整備しようとする事業者は支援を受けられないこととなるため、整備が進まない可能性がある。</p> <p>○ 今回の交付金制度は、未整備地域や公設地域が存在する過渡的な時期における制度であることに鑑み、不採算地域からの撤退抑制という目的に加え、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の副次的な政策目的を有するものである。</p> <p>○ また、1者以下の提供地域の指定の要件<sup>32</sup>(50%超)や、NTT東日本・西日本及びCATV連盟のサンプル調査によれば、一部整備済の町字については、50%以上を整備している町字がそれぞれの調査でサンプル全体の90%以上を占めている実態を踏まえて、支援の要</p>	<p>○ 新たな交付金により未整備地域の解消等を進める上で、国民負担を抑制しつつ必要とされる地域への整備を拡大していく観点から、回線設備の規模の割合を暫定的に定め、今後の整備状況に応じ、段階的な引き上げを検討するとしたことに賛同します。</p> <p>○ 一方で、不採算地域へ参入する事業者が継続的・安定的なサービス提供を行う上では、適格事業者の指定にあたり一定期間の支援が担保されることが必要であり、支援の継続期間について回線設置事業者において予見性が得られることが、事業者の投資回収リスクを軽減し、不採算地域への新規参入インセンティブを損なわない観点で必要と考えます。</p> <p>○ また、回線設置事業者に対する適切な支援を行う上では、適格事業者の指定要件として役務の継続提供期間を1年超と定める場合においても、交付金支援の対象となる期間は役務提供開始以降とされるべきと考えます。</p>

件となる回線設備の規模の割合は、一般支援区域では当面 50%超とし、必要に応じて今後の実態を踏まえた見直しを検討することが適当である。

- 他方、特別支援区域は、大幅な赤字地域であり、整備率が著しく低い割合の地域が多数存在すると考えられる。
- そのため、特別支援区域は、一般支援区域以上に整備率の向上が特に求められる地域であることを踏まえて、支援の要件となる回線設備の規模の割合は、当初は、一般支援区域より低い割合の 10%超として、今後の整備の状況を踏まえ、段階的な引き上げを継続的に検討することが適当である
- なお、二種適格事業者が支援区域において二号基礎的役務を提供する場合、一部の地域で公設民営方式により提供することも想定されるが、この場合、二号基礎的役務の提供を確保するため、自治体からIRU契約<sup>33</sup>により貸与された回線設備についても、支援の要件となる回線設備の規模の割合にカウントすることが適当である。ただし、公設民営から民設民営への移行を促す観点から、公設民営で提供される回線設備は、第二種交付金による支援の対象外とすることが適当である<sup>34</sup>。
- また、役務の継続提供期間の要件については、事業撤退の蓋然性の高い支援区域において、二号基礎的役務の提供を安定的に確保するため、短期間で撤退するような事業者に支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、二種適格事業者の指定の日から1年を超えることとすることが適当である。

## 6. 第二種交付金の在り方

### (1) 費用算定について

#### ① 費用算定の対象設備等について

- 支援機関は、二種適格事業者が届け出た前年度<sup>35</sup>における二号基礎的役務の提供に要した原価など算定に必要な情報を用いて第二種交付金の額を算定し、総務大臣の認可を受けることとされている（改正電気通信事業法第110条の4第1項及び第3項）。前年度における二号基礎的役務の提供に要した原価は、設備管理部門及び設備利用部門の原価に分けられる。
- 設備管理部門の対象設備について、アクセス回線設備（最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備等）は、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持が必要となり、また、不採算地域等では各種設備の収容効率が悪くなるため、1回線当たりの維持費用が大きいと考えられる。
- また、中継回線設備は、不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため、基本的には除外されるべきと考えられるが、離島における海底ケーブルは、不採算地域となる離島との通信確保に不可欠であり、維持費用<sup>36</sup>が大きいと考えられる。
- そのため、第二種交付金の費用算定の対象設備は、アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当である。
- なお、設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当である。

- 二号基礎的役務のサービス提供にあたっては、すべての事業者において、設備管理コストのみならず、料金請求・顧客対応費用等の費用は必ず発生するため、それらを交付金算定上の費用算定対象とした今回の整理に賛同します。
- なお、現状、各事業者が提供しているブロードバンドアクセスサービスの提供料金に含まれる役務提供区間にはアクセス回線設備や離島における海底ケーブルだけではなく、中継回線設備等も含まれることから、特別支援区域の交付金を収入費用方式で算定するにあたっては、対象となる収入と費用の範囲を合わせることが、継続的・安定的なサービス提供を確保するために必要不可欠であると考えます。

<p><b>② 費用の算定方法について</b></p> <p>○ ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる。</p> <p>○ また、①他の役務と共用している設備(例：通信事業と放送事業とで共用している設備等)や②他事業者と共用している設備(例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等)については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要である。</p> <p>○ さらに、費用算定に当たっては、以下の①・②によって二重の支援とならないように留意することが必要である。</p> <p>① ユニバーサルサービス制度による交付金と、設備構築・更新等への補助金</p> <p>② ユニバーサルサービス制度による交付金と、接続料又は卸料金</p> <p>○ 上記の費用算定については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当である。</p>	<p>○ 有線ブロードバンド未整備地域の解消促進や、公設公営・公設民営から民設民営への移行促進といった観点を踏まえれば、回線設置事業者が必要な費用を回収できることが継続的・安定的なサービス提供を確保するために不可欠であり、本来であれば実際費用をベースとした収入費用方式により算定されるべきと考えます。</p> <p>○ 仮に、標準的なモデルに基づき算定(標準モデル方式)する場合、少なくとも、自治体による公募プロセス等により初期整備費用の客観的な妥当性が確保されている場合や、モデルにより算定された額が実際費用から大きく乖離する場合には、実際費用に基づき、交付金の費用算定を行うべきと考えます。</p>
<p><b>(2) 第二種交付金の算定について</b></p> <p><b>① 支援区域ごとの支援対象設備の範囲について</b></p> <p>○ 一般支援区域について、前年度における二号基礎的役務の提供に係る赤字額を上限としていることから、支援対象となる回線設備の範囲に関係なく、二種適格事業者の二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合に限定して支援することとしている。</p>	<p>○ 図表6-3において、特別支援区域の支援対象設備として「支援区域指定後に新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備」とされているところ、未整備地域への新規整備や公設公営・公設民営設備の民設民営移行を、本制度の発足後、可能な限り早期に実現するためには、初回の指定に際しては、経過措置として支援区域の指定を待つことなく、例えば「改</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援区域について、支援区域の指定時点で既整備の回線設備については、二号基礎的役務を提供する事業者が自らの経営判断により当該区域における役務提供を開始したものと想定され、内部相互補助によって二号基礎的役務の提供が確保できる場合は、支援対象とする必要がないと考えられる。</li> <li>○ 他方で、特別支援区域において、黒字の場合でも支援することとしたのは、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等という特別支援区域の副次的な政策目的の実現までを内部相互補助により図ることは期待できないと考えられたためである。</li> <li>○ この点に鑑みれば、支援区域の指定時点で既整備の回線設備については、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合は、一般支援区域と同様に支援する必要がないと考えられる。</li> <li>○ 一方で、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備については、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合に限定して支援することが適当である。</li> </ul>	<p>正電気通信事業法施行後に新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備」と修正するとともに、交付金支援の対象となる期間は改正電気通信事業法の施行後、役務提供開始以降とすることが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持費用について、支援対象区域でサービス提供を行うには、アクセス回線設備を新たに構築するだけでなく、海底光ケーブル等の中継回線設備等を新たに構築する必要が生じる場合があることから、サービス提供のために新たに必要となる設備の維持に必要となる費用として、海底ケーブル等費用も支援対象経費の算定に含められる整理となったことに賛同します。</li> </ul>
<p><b>② 第二種交付金の算定の考え方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ベンチマーク方式は、地域ごとの料金格差を一定の幅以下にすることを目的に、高コスト地域の事業者はその費用の一部を補填するために米国で導入されたものである。ブロードバンドサービスでは、支援区域ごとに異なる事業者が二種適格事業者指定されることを前提にすると、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援区域においては、採算性の確保が著しく困難であることから、未整備地域の解消促進や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図るためにも、費用の一部を支援するベンチマーク方式ではなく、赤字部分を支援対象とする収入費用方式を念頭に検討することとした今回の整理に賛同します。</li> <li>○ なお、特別支援区域の交付金を収入費用方式で算定するにあたっては、対象となる収入と費用の範囲を合わせることが、継</li> </ul>

<p>マーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当である。</p> <p>○ 他方、特別支援区域については、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図る必要があることから、例えば、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当である。第二種交付金の算定方式の詳細については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当である。</p>	<p>継続的・安定的なサービス提供を確保するために必要不可欠であると考えます。</p>
<p><b>7. 第二種負担金の在り方</b></p> <p><b>(4) 第二種負担金の算定の考え方について</b></p> <p><b>① 第二種負担金の算定単位について</b></p> <p>○ ブロードバンドサービスの契約形態は様々であり、各負担事業者の受益の程度は、基本的には、利用者の数に比例すると考えられるが、集合住宅向けサービスや法人向けサービスにおいては、1契約で複数回線を提供するケースも見受けられる。</p> <p>○ そのため、第二種負担金算定の単位として「回線数」を用い、1回線当たりの単価(回線単価)により各負担事業者の毎月の回線数を乗じることにより負担金額を算定することが適当である。</p> <p><b>② 専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて</b></p> <p>○ 専用役務や閉域網通信は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネ</p>	<p>○ 答申案および概要資料において、「高速度データ伝送電気通信役務」のうち、「閉域網通信、専用線役務は第二種負担金の算定対象外」とされているところですが、広域イーサネットサービスについても、閉域網通信であることを踏まえれば、同様の整理がなされうると考えます。</p>

ットを介したweb会議等には使用されないことから、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。

- また、IoTは様々な用途で用いられており、IoT端末との通信に用いるサービスは、その多くが特定の通信先に向けた通信(閉域網通信)に限定されているケースであることが想定される。
- 加えて、IoT端末との通信に用いるサービスのうち、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいケースも想定され、第二種負担金を負担する「高速度データ伝送電気通信役務」に含まれるものとそうでないものの峻別には、制度の運用が複雑になるといった課題がある。
- そのため、当面の対応として、IoT端末との通信に用いる回線については、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。